

獨協大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2022（平成34）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1883（明治16）年に創設された獨逸学協会学校を源流とし、1964（昭和39）年に開学した。開学以来、学部・学科および研究科の設置・改組を経て、外国語学部、国際教養学部、経済学部、法学部の4学部、法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科の3研究科および法務研究科（専門職大学院）を有する大学となっている。埼玉県草加市にキャンパスを有し、建学の理念に基づいて、教育・研究活動を展開している。

なお、法務研究科は、2012（平成24）年度上期に公益財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を受けており、本協会はそれ以降の改善状況を踏まえ、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。

2007（平成19）年度に本協会を受けた大学評価後、2回目の大学評価において、貴大学では、外国語教育を重視しながら、各専攻分野で専門性を身につけさせ、国際的教養人を養成するという一貫した教育がなされており、英語学習への学生支援が充実していることや教育研究等環境の整備について優れた取り組みがあることは、貴大学の特徴といえよう。しかし、単位の実質化を含めた教育方法や学生の受け入れなどに課題が見受けられるので、改善が望まれる。

1 理念・目的

貴大学は、「社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成すること」を目的として学則に掲げている。これに基づき、学部・研究科ごとにも目的を定めホームページ上で公表している。

理念・目的の適切性については、学長を委員長とする「自己点検運営委員会」や、この委員会の構成員の1人である自己点検・評価室長を委員長とする「点検評価企画委員会」が検証を行っている。さらに両委員会の事務局を「自己点検・評価室」

が務めている。

2 教育研究組織

貴大学は、4学部・3研究科・1専門職大学院および「地域総合研究所」「外国語教育研究所」等6つの研究所・センターを備え、理念・目的を実現するためにふさわしい教育研究組織を有している。

教育研究組織の適切性については、学部・研究科ごとに「将来構想検討委員会」等の委員会で検証している。しかし、これらの委員会は慣例的に設置しているものであり、その権限等を明文化していないので、今後、検証主体・組織、権限、手続きを明確にし、全学的な検証体制を整備することを期待したい。

3 教員・教員組織

学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めていないため、これを策定するとともに、明示する必要がある。教員の募集・採用・昇格についての基準、手続きは、「教員の任用および昇任に関する規程」で明確にしており、この規程に則って適切に教員人事を行っている。専任教員は法令上求められる必要数を満たしている。

教員の資質向上に向けた取り組みとしては、学内外の諸会議やフォーラム、さらに教授会等の基幹会議への参加を促している。法務研究科においては、法務研究科が刊行する紀要『獨協ロー・ジャーナル』および獨協大学法学会が刊行する『獨協法学』への寄稿を促している。また、教員を法科大学院協会の研修等に積極的に参加させている。

教員の業績評価については、法務研究科では各教員に年度ごとに1年分の教育・研究業績および社会的活動についての報告を義務付け、『獨協ロー・ジャーナル』で公表している。しかし、このような取り組みは一部の学部・研究科にとどまっており、大学全体としてさらなる取り組みを期待したい。

教員組織の適切性については、全学としては「自己点検運営委員会」で検証することを検討中である。各学部・研究科においては、教授会や研究科委員会のほか「将来構想検討委員会」等の委員会をおいて定期的に検証している。しかし、このような委員会は、恒常的なものでありながら、慣例として組織するにとどまっており、その権限等を定めた規程の整備が望まれる。法務研究科においては、毎年度始めの「全学人事委員会」において「人事採用計画案」を作成し、法科大学院教授会において承認を得る中で検証を行っている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学全体

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を学部ごとに定めるとともに、各学科でも定めている。しかし、各学部の学位授与方針は、「修業年限を満たし、所定の単位を修得した者で、外国語の能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教養に基礎付けられた専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人に学位を授与する」といった同一の内容である。そして、各学科の方針も全てこれに準じたほぼ同等のものである。いずれも課程修了にあたって習得しておくべき学習成果を示したものではないため、改善が望まれる。一方、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は各学部・学科で適切に定めている。研究科に関しては、各研究科で学位授与方針を定めている。ただし、博士後期課程を有する研究科においては、博士前期・後期課程ごとに方針を定めていながらもその内容が同一であるため、改善が望まれる。また、教育課程の編成・実施方針についても研究科ごとに定めていながら博士前期・後期課程の内容がそれぞれ同じであり、改善が望まれる。加えて、法務研究科では教育課程の編成・実施方針を策定していないため、改善が望まれる。これらの方針は、ホームページ上で公表している。また、学生や受験生へ配付する『履修の手引き』『Wissenschaft』『大学院案内冊子』では、これらの方針を文言が異なる形で周知・公表している。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、「自己点検運営委員会」および「点検評価企画委員会」による全学組織と、各学部・研究科を結ぶ仕組みの中で行っている。

外国語学部

教育課程の編成・実施方針は、「ドイツ語、英語、またはフランス語の運用能力を有し、その言語を用いる地域の歴史・文化・社会を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成するためのカリキュラムを編成する」と定め、これに準ずる内容で学科ごとにも定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、各学科教授会で行い、学部教授会で検証結果の集約を図る体制をとっている。

国際教養学部

教育課程の編成・実施方針は、「複数の外国語の運用能力を身につけるとともに、環太平洋地域を見据えた日本を含む諸地域の言語・文化・社会についての知識を習得し、さらに、日本が蓄積してきた『知』を国際社会における教養の一環として積

獨協大学

極的に発信しうる市民を育成するためのカリキュラムを編成する」と定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、教授会や「カリキュラム検討委員会」等で行っている。

経済学部

教育課程の編成・実施方針は、「外国語の能力、ならびに、豊かな歴史観、自然観、および、倫理観を中核とする教養に基礎付けられた経済学、経営学・情報、環境学の専門知識を習得した、国際的視野を有する優れた社会人、地域社会や国際社会に貢献できる実践的な人材を育成するためのカリキュラムを編成する」と定め、これに準ずる内容で学科ごとにも定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、教授会をはじめ、「カリキュラム委員会」「新学科アセスメント委員会」等で行っている。

法学部

教育課程の編成・実施方針は、「外国語能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教養に基礎付けられた地域的、および、国際的な政治学、および法学の知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成するためのカリキュラムを編成する」と定め、これに準ずる内容で学科ごとにも定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、教授会や学部内に設置された「将来構想検討委員会」で行っているが、教育目標や各方針を前提にしたカリキュラムの検証にとどまり、教育目標や方針自体の適切性を検証するまでには至っていないので、今後の取り組みに期待したい。

法学研究科

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は博士前期・後期課程ごとに定めているが、その内容が同一であるため、改善が望まれる。具体的には、博士前期・後期課程ともに学位授与方針を「修業年限を満了し、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者で、法学・政治学の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材に学位を授与する」と定め、教育課程の編成・実施方針を「法学・政治学の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を育成するためのカリキュラムを編成する」と定めている。

獨協大学

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、研究科委員会で行ってきたが、新たな検証体制として「法学研究科将来構想検討委員会（仮称）」の設置を検討している。

外国語学研究科

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は博士前期・後期課程でそれぞれ定めているが、その内容が同一であるため、改善が望まれる。具体的には、博士前期・後期課程ともに学位授与方針を、「修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文または特定課題研究の審査及び最終試験に合格した者で、語学・文学・文化・外国語教育分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、語学・文学・文化・外国語教育の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材に学位を授与する」と定め、教育課程の編成・実施方針を「語学・文学・文化・外国語教育分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、語学・文学・文化・外国語教育の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を育成するためのカリキュラムを編成する」と定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、研究科委員会や各専攻で行っている。

経済学研究科

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は博士前期・後期課程でそれぞれ定めているが、その内容が同一であるため、改善が望まれる。具体的には、博士前期・後期課程ともに学位授与方針を、「修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者で、経済・経営・情報の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、経済・経営・情報の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材に学位を授与する」と定め、教育課程の編成・実施方針を「経済・経営・情報の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、経済・経営・情報の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を育成するためのカリキュラムを編成する」と定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、主に研究科委員会で行っている。

法務研究科

学位授与方針を、「修業年限を満たし、所定の単位を修得し、法曹としての使命感、責任感及び倫理観を備え、かつ、法曹としての実践的能力を身につけた人材に学位を授与する」と定めているが、教育課程の編成・実施方針については定めていないので、改善が望まれる。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する検証は、全専任教員で構成される「自己点検評価委員会」で行い、法科大学院教授会で承認している。また、必要に応じて「FD委員会」や「学生・教務委員会」での議論を経て検証し、これらの改善・改訂が必要な場合には、法科大学院教授会に提案して実施している。

(2) 教育課程・教育内容

大学全体

学部・研究科ともに、学生の順次的・体系的な履修への配慮を行っている。外国語学部と国際教養学部においては、外国語教育にも積極的に取り組んでおり、学生のTOEIC®IPスコアの向上という成果を上げている点は評価できる。

教育課程の適切性の検証は、「自己点検運営委員会」および「点検評価企画委員会」による全学組織と、各学部・研究科を結ぶ仕組みの中で行っている。文部科学省補助金事業「平成21年度大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラム[テーマA]」（2009（平成21）年度～2011（平成23）年度）に採択された全学共通カリキュラムの英語教育「学士力育成に資するEGAP英語教育の充実」は、授業評価の検証の結果生まれたものであり、検証体制が適切に機能しているといえる。しかし、各学部・研究科で検証を行っている委員会は慣例的に設置しているものが多く、今後、検証体制のさらなる整備に向けても、各種委員会の権限等を定めた規程の整備が望まれる。

外国語学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、全学共通カリキュラムによる教養教育および各学科の開設科目による専門教育を施している。学科固有の教育課程は、「学科基礎科目」「学科専門科目」「学科共通科目」に分けており、学生が専門領域の学習を順次的に深化できるよう工夫している。さらに、各学科の専門領域を超えた総合的知識と国際的視野を身につけるために設けた「外国語学部共通科目」は、多学科構成の外国語学部ならではの工夫であるといえる。

教育課程の適切性の検証は、学科教授会および各種委員会で行っているが、最終的な審議は学部教授会で行っている。

国際教養学部

教養とは「『国際的に通用する知識や技能や判断力』を常に獲得し続けていくこと＝一個の人間をみずから形成していくこと」という考えに基づき、1～3年次での2言語の学習、1年次と4年次での「哲学」の必修化、選択教養学習など、教養教育、専門教育という明確な位置づけを行わず、4年間で教養教育が体系化されるよう工夫している。

教育課程の適切性の検証は、学部長の指名による「カリキュラム検討委員会」で行い、最終的に教授会で議決している。

経済学部

各学科の教養教育と専門教育は、1・2年次の基礎教育を充実させ、「学部共通科目」「学科基礎科目」からなる「専門基礎科目」と「学科専門科目」の連結を意識したカリキュラムとなっている。専門教育に関しては、各学科ともに「学科専門科目」ごとに部門を設け、科目の関連性を明示している。さらに、演習のテーマと関連させて系統的に専門性を養うためにコース制を設けており、学生に対する体系的な科目履修を促進している。また、少人数教育の方針のもと、「演習」を2～4年次まで必修にすることによって、すべての学生に対して連続した専門教育を提供している点は評価できる。しかし、卒業研究の発表状況および単位取得率が低いことは課題である。

教育課程の適切性の検証は、全学共通カリキュラム部門、経済学部門、経営学部門、会計学部門ごとの科目担当者会議で行い、それを教授会に報告している。

法学部

教養教育に関しては、「全学共通カリキュラム」を適用し、1・2年次に基礎的な外国語運用能力を習得させるとともに、法学や政治学以外の幅広い知識の習得を目指している。専門教育に関しては、1・2年次で専門の基礎力を養い、3年次以降に本格的な専門科目の学習を開始している。各学科では関連科目を集約した部門を設け、法律学科については「行政法務コース」「企業法務コース」「法曹コース」の3コースを設けて体系的な学習を促す一方、学生の興味・関心にも柔軟に対応できるよう、科目の選択の幅を広く設定している。また、年次ごとに必修の演習科目を設けており、全学年で継続して少人数教育が受けられるよう配慮している。さらに、「入門演習」や「法政総合講座」などを利用して、国家公務員による講演、さいたま地検による裁判員制度に関する特別講義など、社会の現場に携わる識者を外部から招く授業を頻繁に行う工夫をしていることは、教育課程の編成・実施方針に合致

獨協大学

したものであり評価できる。

教育課程の適切性の検証は、学部内の「将来構想検討委員会」で行っており、そこで決定した提案事項については教授会に報告し、その実施の是非を審議している。

法学研究科

博士前期課程では、多様な科目を履修（コースワーク）させるとともに、指導教員による研究指導を中心とした高い専門性をもった教育を行い、法学・政治学における研究能力を養うこと（リサーチワーク）を目指した教育課程となっている。

博士後期課程では、指導教員による研究指導のもとでさらに高度な専門性を身につけ研究能力を磨くこと（リサーチワーク）とともに、「総合研究」の履修により、自己の研究分野だけに限定されない法学・政治学における広い見識を身につけること（コースワーク）を目指した教育課程となっている。

教育課程の適切性の検証は、研究科委員会で行ってきたが、今後は新たな検証体制として「法学研究科将来構想検討委員会（仮称）」の設置を計画している。

外国語学研究科

博士前期課程においては、「研究」と「演習」から構成される「専攻科目」に加えて、外国語学を幅広い視野から捉えることができるように「共通科目」を設け、コースワークとリサーチワークをバランスよく組み合わせさせた教育を行っている。また、1年制の英語学専攻英語教育専修コースでは「専攻科目」と「共通科目」を、日本語教育専攻では「専攻科目」と「関連科目」を設け、コースワーク重視型の教育課程となっており、授業実践のための技能向上と教授法の習得を体系的に行えるように配慮している。

博士後期課程では、リサーチワークに重点を置き、「研究」と「演習」を中心とした教育課程となっている。

また、外国語学部の学生の学習意欲をさらに伸ばし、大学院での連続的・発展的な研究につなぐことができるように、外国語学研究科の科目の一部を開放するなど、大学院と学部との教育に関する連携を図っている。

教育課程の適切性の検証は、各専攻の担当教員会議を中心に行っており、特に重要な課題がある時は、適宜、小委員会を設けている。

経済学研究科

博士前期課程では、「研究」と「演習」から構成される「専攻科目」と「共通科目」を配置し、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせさせた教育を行っている。なお、1年制の経済・経営情報専攻情報専修コースでは職業人育成に特化した教育

課程となっている。授業科目の開設にあたっては、有職社会人のために夜間および土曜日にも科目を開講している。

博士後期課程では、9つの授業科目分類ごとに「演習科目」と「講義科目」を設け、教員の新規任用を積極的に行い、多くの科目を開講するよう努力している。

教育課程の適切性の検証は、研究科委員会が主体となり行っている。この検証の結果、開講科目数の増加、夜間および土曜日の科目開講の促進、指導教員の属する専門履修の強化、「英書講読」による英語読解力の向上、税理士志望者のニーズに応えた会計学関連科目の充実などに取り組んでおり、これらは少しずつ成果が上がってきていると評価できる。

法務研究科

教育課程は、「法律基本科目」「実務基礎科目」「基礎法学・隣接科目」および「展開・先端科目」で構成している。また、年次別では、1年次は実定法に関する基礎的な学識・知識、2年次はそれらを使った法的な思考様式、3年次は法的思考を的確に表現することを、学習の主たる目標と位置づけており、系統的・段階的な科目構成にすることで理論教育と実務教育を適切に組み合わせた教育を行っている。特に、「地域密着型法曹」の養成という理念のもと、臨床法学教育に重点を置いている。なお、ホームページでは、「地域密着型Ⅰ（ホームロイヤー）」「地域密着型Ⅱ（地域の国際化対応）」など6種類の履修モデルを公表し、学生の履修の便宜を図っている。前回の専門職大学院認証評価で指摘された科目区分の問題については、すでに改善を図っている。

教育課程の適切性の検証は、民事法系および法曹実務に関しては、「FD委員会」のもとに置かれた「民事法・法曹実務部会」で行っている。公法系および刑事法系に関しては、授業担当教員で行っている。カリキュラムの改訂が必要と判断した場合は、上記部会等で原案を作成のうえ、教務委員会で検討して成案を作成し、これを法科大学院教授会に提案し、その議を経てカリキュラム改正を行っている。なお、教育課程の適切性の検証を踏まえたカリキュラムの全面的な見直し・改善は、おおむね3年に1度を目安としているが、小規模なものは必要に応じてその都度実施している。

(3) 教育方法

大学全体

シラバスは統一した書式で作成しており、学生にあらかじめ公表している。ただし、法務研究科を除きシラバスの記載内容に精粗があるため、改善が望まれる。シラバスの履行状況については、「学生による授業評価アンケート」によって検証し

獨協大学

ている。このアンケートは、「自己点検・評価室」が主体となって年2回（研究科は年1回）実施している。アンケート結果については、授業ごとにグラフ化あるいはコメントを集約し、「自己点検運営委員会」「点検評価企画委員会」および各授業の担当教員に報告することで、以後の授業改善に活用している。法務研究科では「期末授業評価アンケート」により検証を行っている。

授業改善に向けた取り組みは、学部・研究科ごとに行うファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を基本とし、教務部、「教育研究支援センター」「自己点検・評価室」「FD推進委員会」がこれを支えている。

教育内容・方法等の改善については、「自己点検運営委員会」および「点検評価企画委員会」による全学組織と、各学部・研究科を結ぶ仕組みの中で検証している。

外国語学部

各学科において、教材・進度の統一化、ネイティブ教員の配置、クラスアドバイザー（専任教員）による学習指導、語学授業における少人数教育等を行い、教育効果を高める方策を模索している。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、学科や年次によって52単位を認めている場合や上限を設定していない場合があるため、改善が望まれる。

教育内容・方法の改善については、各学科の科目担当者会議や各種委員会、教員と学生の懇談会である「トークラウンジ」で検証している。

国際教養学部

外国語科目のほか、「基礎演習」「演習」「卒業研究」等において少人数教育を行い、さらに、2・3年次の「演習」から4年次の「卒業研究」まで3年間同一教員が継続して指導を行い、最終的に卒業論文の指導へとつなげている。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、3・4年次に上限を設けていない。「科目選択の自由度を狭めないため教員免許の2免許取得という原則を維持する」ためと自己点検・評価しているが、単位制度の趣旨に照らし、改善が望まれる。

教育内容・方法等の改善については、外国語科目や「基礎演習」など統一的指導が必要な科目では、担当教員間で協議・見直しを行っている。また、学内研究会である「近代教養研究会」「言語教育研究会」が、学部長・学科長と協議のうえで国際フォーラムや国際シンポジウムを行っているが、授業改善に向けた学部全体としてのFD体制は整備していないため、今後の取り組みに期待したい。

経済学部

入学から卒業まで専任教員が相談や指導に応じる体制を整備したうえで、教員による「オフィスアワー」の公開等、学生が相談しやすい体制を整えている。また、学内の「講義支援システム」「授業レポートシステム」等の活用や成績不振者へのケアも行っている。そのほか、正課外教育の講座を設けるなど学生の学力向上に積極的に取り組んでいる。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、3・4年次で56単位を認めており、単位の実質化に向けた改善が望まれる。

シラバスの履行状況については、「学生による授業評価アンケート」に加えて、学部内にそれぞれ役割の異なる「FD・自己点検委員会」「クラスセミナー運営委員会」「数学教育検討委員会」「英語教育検討委員会」を設置し検証を行っている。これらの取り組みは、教授会を通じて全教員に報告し随時意見を求めている。

教育内容・方法等の改善については、全学共通カリキュラム部門、経済学部門、経営学部門、会計学部門ごとの科目担当者会議で検証し、それを「カリキュラム委員会」や教授会に報告するという手続きで行っている。

法学部

授業形態は「講義」と「演習」に分類しているが、「講義」であっても双方向的で学生が主体的に参加できるような、また、多くの事例を取り上げることで分かりやすい授業を心掛けている。「演習」については、全学年にわたって少人数授業を実施し、授業担当教員がアドバイザーとして授業の内外で学生に個別的な指導ができる体制を整備している。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、4年次に上限を設定していないため、改善が望まれる。

教育内容・方法等の改善については、科目別の成績分布状況を教授会において教員間で共有し、学部全体で成績評価の適切性を検証している。また、単位取得状況や卒業状況あるいは進路決定状況などのデータを把握し、教授会で検証を行った後、年度始めに専任と兼任を交えた学部所属教員による懇談会を開催し、学部教育に関する意識の共有を図っている。さらに、講義科目でも、各教員が「講義支援システム」「授業レポートシステム」の活用や受講者へのインタビューを行い、学生の理解度の把握に努めていることは評価できる。

全研究科

法務研究科を除く全研究科において、指導教員・副指導教員による複数指導体制（チーム・ティーチング）を2011（平成23）年度から導入し、指導体制の充実を

図っている。法務研究科では、「講義」と「演習」を適切に組み合わせた授業形態をとっている。

教育内容・方法等の改善については、「学生による授業評価アンケート」を実施している。そのほか、法学研究科では、さらなるFD活動に向けて「法学研究科将来構想検討委員会（仮称）」の設置を予定している。外国語学研究科では、研究科長と主事が学生と意見交換をする「ランチ・ミーティング」を年2回開催している。経済学研究科では、「経済学研究科研究会」という独自の研究会を開催している。法務研究科では、「FD委員会」および「民事法・法曹実務部会」において、各部門および各科目の到達目標についての検証を行っている。

(4) 成果

大学全体

卒業・修了要件については、学部は『履修の手引き』、研究科は『大学院の手引き』で、あらかじめ学生に明示している。

学位授与にあたっては、学則等に基づき、各学部・研究科で学位授与基準を設定している。また、その手続きは「獨協大学学位規程」に定めており、卒業・修了認定を適切に行っている。

全学部

課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標としては、単位認定状況や進級、卒業状況あるいは進路決定状況などを把握しているほか、全学的に実施している「学生による授業評価アンケート」、TOEIC®IPテストのスコアなどを用いて各学部の教授会で検証している。外国語学部では、これらに加えて各学科で専攻する外国語検定試験の結果も指標として用いている。また、同交流文化学科においては通訳案内士試験や旅行業務取扱管理者試験の合否状況も指標としている。同英語学科においてはGPAの値を学修奨励賞の授与および短期海外研修者の選抜に活用している。国際教養学部でも同様に、GPAの値を学生褒賞の選考に用いている。さらに、「卒業研究」を必修としていることから、主査および副査がともに高く評価した（AA評価）卒業論文を書いた学生に対して、「学術優秀賞」を与えている。

学位授与にかかる卒業認定は、各学部教授会でっており、卒業要件不足と判定した学生に対しては、学科によっては再試験を認めている。

全学研究科

課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、それに

基づいて教育の成果を検証するという組織的な取り組みは行っていない。法務研究科では、各年次に進級制度を設け、3年間の取得単位が所定の修了要件を充足する見込みかを確認するにとどまっている。その他の研究科では、学位論文の提出状況、修了生の進路状況および他研究機関と教員との個別的な接触により研究状況を把握するにとどまっている。具体的には、外国語学研究科英語学専攻では、「獨協大学英語教育研究会」（通称DUE TA）や「外国語教育研究所」が主催する講演会やワークショップに参加した学生に聞き取り調査を行っている。

学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準については、法務研究科を除く全研究科において課程ごとに明文化したものがないため、改善が望まれる。さらに、学位授与においても、博士課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは、適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。また、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

学位授与にかかる審査・手続きについては、学則に基づいて行っており、審査・認定の客観性や厳格性を確保する体制を整備している。

5 学生の受け入れ

学生の受け入れ方針は、学科または専攻ごとに定めている。これら方針はホームページ上で受験生を含む社会一般に公表している。しかし、その内容は、学部においては「基本的には外国語教育重視の観点から、受験者の外国語科目の成績を重視している」といった全学部、学科同一のものであり、かつ求める学生像が明確でないため、改善が望まれる。研究科についても学部と同様に、法務研究科を除き、求める学生像を定めていないため、改善が望まれる。

学生募集、入学者選抜の方法は、各学部・研究科とも多様な入試制度を整備し受験生に対して公正な機会を保証している。このうち、法学研究科では、他研究科に先駆けて外国人学生など幅広い人材の受け入れに積極的に取り組んでおり、評価できる。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均において、法学部国際関係法学科の値が高いため、改善が望まれる。収容定員に対する在籍学生数比率においては、法学部国際関係法学科の値が高く、法学研究科博士前期・後期課程、外国語学研究科博士後期課程、経済学研究科博士前期・後期課程、法務研究科の値が低いため、改善が望まれる。編入学定員に対する編入学生数比率

獨協大学

においては、国際教養学部、法学部、同国際関係法学科の値が低いため、改善が望まれる。その他、外国語学部の複数の学科で、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率の値が高いため是正されたい。

学生の受け入れについては、入試実施状況や推薦入試合格者の成績追跡調査結果、一般入試受験者の志望校・志望動機などに関するアンケート結果を、教授会や研究科委員会、法科大学院教授会および「入試検討委員会」などで検討しており、最終的には全学組織である「入試委員会」にて報告・検証している。その検証結果から、法学研究科では2009（平成21）年度から社会人入試や学内推薦入試を実施し、2014（平成26）年度からは学内推薦入試の推薦基準を緩和することを決定している。また、今後は学生募集用のパンフレットを作成し、大学院入学希望者や過去入学実績のある他大学へ広報活動を強化していくことも検討している。

6 学生支援

学生支援に関する方針は、「自己点検運営委員会」において検討中であり、現時点では具体的なものを定めていないため、今後方針の具体化に期待したい。

修学支援については、各学部と教務部が連携して日常的に履修・学習相談に応じる体制をとっている。具体的には、履修未登録者および進級・卒業要件不足者の確認や呼び出しを行い、学習に関する個別指導を毎学期行うことで留年率や退学率の低下に取り組んでいる。休・退学者については、届出用紙に理由を付記させることや指導教員への報告を行うことで状況を把握し、カウンセリングや奨学金を紹介するという対応を行っている。

補習・補充教育については、「英語学習サポートルーム」を設置して、英語科目に関する学習のサポート、アドバイスを適宜行っているほか、各外国語科目では再履修クラスを設け、単位未修得者に配慮した教育を行っている。また、学生の学習意欲に応えるため、「毎日レッスン！実践英会話」「夏期英語集中講座」「春期英語集中講座」「TOEIC®UP講座」など授業の空き時間や長期休暇を利用して学習できる正課外教育の英語講座を充実させており、「語学の獨協」というにふさわしいプログラムを提供している点は、高く評価できる。

障がい学生に対しては、入学前に事前面談を行い、入学後も履修状況などを把握しながら必要に応じて教室変更や専用機の設置、定期試験の別室受験や試験時間延長などを実施している。

経済的支援については「獨協大学奨学金」をはじめとする各種の学内奨学金制度を設けるほか、学外奨学金の給付・貸与申請に応じる体制や、東日本大震災で被災した学生に対する学納金減免措置を講じ続けている。

獨協大学

生活支援としては、「カウンセリング・センター」において、学業や進路あるいは対人関係などの問題にカウンセラーが相談に応じるほか、予防的なカウンセリング活動も行っている。ただし、生活支援の中心的な役割を果たしている「カウンセリング・センター」の権限などを定めた規程がないため、策定が望まれる。

セクシュアル・ハラスメント防止に対しては、「キャンパス人権委員会」が年度始めの履修ガイダンスでパンフレットを配付するなどの啓発活動を行っており、教職員に対しても同様のパンフレットを配付している。それ以外のハラスメント対策としては、アルコール・ハラスメント対策として健康セミナーを開催し、未成年の飲酒禁止、アルコール中毒の危険性について啓発している。また、「ハラスメント防止のあり方に関する検討部会」が主体となりパワー・ハラスメント防止対策の検討を進めており、2013（平成 25 年）年 8 月の「全学教授会」で「パワー・ハラスメント防止に関するガイドライン」を策定した。現在は、「パワー・ハラスメント実態調査アンケート」の結果などを踏まえ、最終答申案を作成中であり、今後の整備に期待したい。

進路支援については、「キャリアセンター」および「エクステンションセンター」において学生のキャリア形成促進、進路・就職相談体制の充実に取り組んでおり、学生のニーズに対応している。

学生支援の適切性については、各学部教授会、各部局に置かれる委員会および部局長会が主体となって検証しており、その審議内容は部局長会や「全学教授会」で報告または審議のうえで決定している。

7 教育研究等環境

教育・研究の環境整備にかかわる方針は、2013（平成 25）年度から 2018（平成 30 年度までの「基本計画・第 7 次見直し」に明記しており、教職員でも共有している。この計画の 1 つである「キャンパス再編」では、2008（平成 20）年 6 月に貴大学としての環境への取り組み姿勢を明示した「獨協大学環境宣言」を発表した。その宣言に基づき「人と自然と建物が調和する空間」という方針を策定したうえで、自然環境に配慮したキャンパスづくりに努めており、電力削減や発電装置および資源循環装置の導入に取り組んでいることは、その成果に鑑み高く評価できる。

校地・校舎面積は法令上の基準を満たしており、施設や設備も適切に整備している。また、キャンパス・アメニティを形作る「スムーズな動線の確保や空間づくり」にも取り組み、障がい者や高齢者に対するバリアフリー化、外国人など多様な利用者を意識した各設備の「ユニバーサル・デザイン化」にも力を注いでいる。

図書館については、図書・雑誌等を十分に整備しており、学外データベースへ接続できる体制も整えている。専門的な知識を有する専任職員も多数配置し、利用者

に対して情報サービスを提供している。また、閲覧席を十分に確保し、定期試験期間には休日開館するなど、学生の学習生活に配慮した図書館運営を行っている。しかし、図書館の資料管理等に関する規程に未整備のものがあるので今後策定するよう期待したい。

教員に対する研究や教育の支援については、「教育研究支援センター」を設置し、授業支援、教育・研究用機器の管理・運用、学内外の各種研究助成を行っている。また、教員の研究機会を保障するため、「学外研修」と「サバティカル」という研究期間制度を設けている。また、人的支援としてティーチング・アシスタント（TA）をコンピュータ系科目や全学総合講座科目に配置し、外国語学専攻（ドイツ語学、フランス語学）の大学院学生をチューターとして配置している。研究倫理に関しては、研究資金等の適切な運用・管理をガイドラインに定め、『研究費ガイドブック』などで周知を図っている。ICT（Information and Communication Technology）コンプライアンスや情報倫理については、教員に対しては人事課が主催する事務説明会で、職員に対しては情報基盤整備課が主催する「新任コンピュータ研修」で周知を図っている。また、各教員には、研究活動に必要な個人研究費を支給し、個人研究室も整備している。

教育研究等環境の適切性に関して、建物設備の環境整備（ハードウェア）については部局長会が、教育・研究および学生サービスを支える基盤としての施設整備を推進する事業（ソフトウェア）については「施設整備委員会」が、それぞれ主体となり検証を行っている。そして、さらなる検証方法として、「学生による教育環境改善のためのアンケート」を毎年度実施し、その結果をもとに具体的なスケジュールをたて改善に取り組んでいる点は、高く評価できる。

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する方針は、「自己点検運営委員会」において検討中であり、現時点では具体的な方針を策定していないが、貴大学の理念に基づいて教育・研究に関する成果の社会還元、学外組織との連携、地域交流・国際交流事業に取り組んでいる。

たとえば「外国語教育研究所」では、外国語教育に関する講演やシンポジウムを定期的で開催している。さらに、「埼玉県の外国語教育における中高大連携」というシンポジウムを開催するなど、中・高・大の接続に対しての取り組みも積極的に行っている。その他、「エクステンションセンター」「地域総合研究所」などがそれぞれ主体となり、近隣地域の諸問題に取り組んでいる。

社会連携・社会貢献の適切性の検証は、各研究所・センターの運営会議や委員会で行っており、その結果は部局長会を経て「全学教授会」に報告している。しかし、

多くの事業はセンターや研究所の主体的な活動に支えられており、大学全体における活動の位置づけを整理するという課題がある。

今後は、社会連携・社会貢献に関する明確な方針を設定したうえで全学的な検証体制の整備を期待したい。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

管理運営に関する中長期方針としては、「基本計画・第7次見直し」に「教学インフラ改革や競争的補助金の獲得」などを明記している。また、この方針は学長の「新年度挨拶」等を通じて教職員にも共有している。管理運営に関する重要事項については、学長および全専任教員で構成される「全学教授会」に諮っており、教員の意思統一を図り、民主的な大学運営を実現している。

管理運営については、「学校法人獨協学園寄附行為」および「学校法人獨協学園業務処理規則」に基づき、理事長から管理運営の委任を受けた学長、副学長、事務局長を責任者として、法令、諸規程および「基本計画・第7次見直し」に基づいた適切な管理運営を行っている。学長をはじめとする所要の職や教授会などの権限や責任も明確である。

大学運営に必要な事務組織を設け、必要な事務職員を配置している。事務職員の資質向上については、「獨協大学職員研修規程」に基づき「職員研修委員会」が毎年度の研修方針を定め、階層別研修や外部機関を利用した研修を実施しているほか、各職員が自発的に研修に参加できる制度を整備している。

管理運営の適切性については、部局長会が検証を行っている。部局長会で検討した重要事項は、「全学教授会」で審議した後、学長のもと実行している。実行後、課題があるとされる事項は、同じサイクルで検証し、改善につなげている。

監査については、学園常任監事による月次監査や監査法人による監査を受けている。さらに、大学運営にかかわる業務管理監査の面からも、「獨協学園内部監査規則」に基づき、学園本部（法人本部）の内部監査室ならびに他の学園構成校から選出した内部監査委員の監査を受けるなど適切な監査体制を整備している。

予算配分と執行プロセスについては、各予算配賦の単位（組織）である各部課室長が主体となり、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行っている。

(2) 財務

中長期計画は「基本計画・第7次見直し」に示し、2年ごとの見直しを図り、第7次となっている。財政計画については、6年間の収支予測を行い、見直しも「基本計画・第7次見直し」と同様に行っている。

獨協大学

財務関係比率では、大学の消費収支計算書関係比率において、教育研究経費比率は「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較しおおむね良好であり、帰属収支差額比率も減少傾向であるがプラス数値で推移している。寄附金や補助金等の外部資金獲得の推進や、収入の多様化による増収を図ることで収支バランスのさらなる健全化に努められたい。また、貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率、総負債率等は横ばい状態であるが、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較すると若干低い状況である。

帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合および「要積立額に対する金融資産の充足率」はいずれも回復傾向にあるが、より良好な数値を確保するために、引き続き財政基盤強化に向けて取り組みを期待したい。

10 内部質保証

貴大学では、教育研究水準の向上を図り大学の目的および社会使命を達成するため、自己点検・評価を行いその結果を公表することを学則に定め、「獨協大学自己点検および評価に関する規程」およびその関連規程を制定し、毎年度2回「自己点検運営委員会」による自己点検・評価活動の方針策定および総括を行っている。そして、7年ごとの大学評価と合わせて『点検・評価報告書』を作成し、ホームページ上で公表している。文部科学省および大学機関別認証評価機関、専門職大学院認証評価機関からの指摘にも、適切に対処している。ただし、学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の客観性を高める工夫については必ずしも十分ではないので、今後さらなる取り組みを期待したい。

学校教育法施行規則による必要な情報や、財務関係書類については、ホームページ上で公開しており、受験生を含む社会一般に対して公表している。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 学生支援

- 1) 授業の空き時間や長期休暇を利用して学習できる「毎日レッスン！実践英会話」「夏期英語集中講座」「春期英語集中講座」「TOEIC®UP講座」といっ

獨協大学

た正課外教育の講座を整備し、学部を問わず学生の語学力の向上と学習意欲に応える場を提供していることは「語学の獨協」というにふさわしい取り組みであり、評価できる。

2 教育研究等環境

- 1) キャンパス全体で省エネルギーや環境保全に適合した設備・備品の導入に取り組んでおり、使用電力の削減等を達成している。これは、2010（平成22）年に新設した東棟が「国土交通省住宅・建築物省CO₂推進モデル事業」に採択されたことにも示されるように、優れた取り組みであり、貴大学の環境への姿勢を明示した「獨協大学環境宣言」や教育研究環境等の整備方針が具体化されたものとして評価できる。
- 2) 毎年度実施している「学生による教育環境改善のためのアンケート」では、教務課や図書館、各センターの窓口対応や学生食堂等の教育施設等に対する学生の満足度や意見の調査が行われており、その調査結果を「自己点検運営委員会」および「事務局自己点検・評価委員会」が主体となって検証し、問題に対する改善方法とその実行スケジュールが策定され、かつその後の改善結果を検証する仕組みが制度として確立している点は、評価できる。

二 努力課題

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 全学部・学科の学位授与方針に、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果が明確に示されていないため、改善が望まれる。
- 2) 法務研究科、外国語学研究科、経済学研究科においては、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を博士前期・後期課程それぞれで定めていながらも、内容が同一であるため、各学位課程にふさわしい内容となるよう改善が望まれる。法務研究科においては、教育課程の編成・実施方針が設定されていないので、策定するとともに社会に対して周知・公表することが望まれる。

(2) 教育方法

- 1) 法務研究科を除く全学部・研究科のシラバスには、「到達目標」が明記されていないうえ、「評価方法」についても精粗がみられるため内容の改善が望まれる。
- 2) 1年間に履修登録できる単位数の上限が、外国語学部においては、フランス語学科の4年次で上限が設定されておらず、フランス語学科を除く全学科の3・4年次では52単位あるいは上限なしとなっているので、単位制度の趣旨に照ら

獨協大学

して、改善が望まれる。また、国際教養学部においては、3・4年次に上限が設定されておらず、経済学部においては、3・4年次において56単位、法学部においては、4年次に上限が設定されていないので、これらは単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

(3) 成果

- 1) 法務研究科を除く全研究科の課程において、学位論文の審査基準が明文化されていないので、『大学院の手引き』等に明記するよう、改善が望まれる。
- 2) 法務研究科を除く全研究科の博士課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 法務研究科を除く全学部・研究科において、学生の受け入れ方針に求める学生像が明示されていないため、改善が望まれる。
- 2) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、法学部国際関係法学科が1.27と高いので、改善が望まれる。また、編入学定員に対する編入学生数比率について、国際教養学部が0.40、法学部が0.40、同国際関係法学科が0.00と低いので、改善が望まれる。収容定員に対する在籍学生数比率について、法学部国際関係法学科が1.28と高く、法学研究科博士前期課程が0.00、同博士後期課程が0.11、外国語学研究科博士後期課程が0.17、経済学研究科博士前期課程が0.17、同博士後期課程が0.13、法務研究科が0.28と低いので、それぞれ改善が望まれる。

三 改善勧告

1 学生の受け入れ

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、外国語学部交流文化学科が1.25と高く、また収容定員に対する在籍学生数比率については、外国語学部が1.27、同ドイツ語学科が1.25、同英語学科が1.30、同フランス語学科が1.25と高いので、是正されたい。

以 上